

地域×スポーツクラブ産業研究会
第12回事務局説明資料

2021年12月16日
商務・サービスグループ
サービス政策課 スポーツ産業室

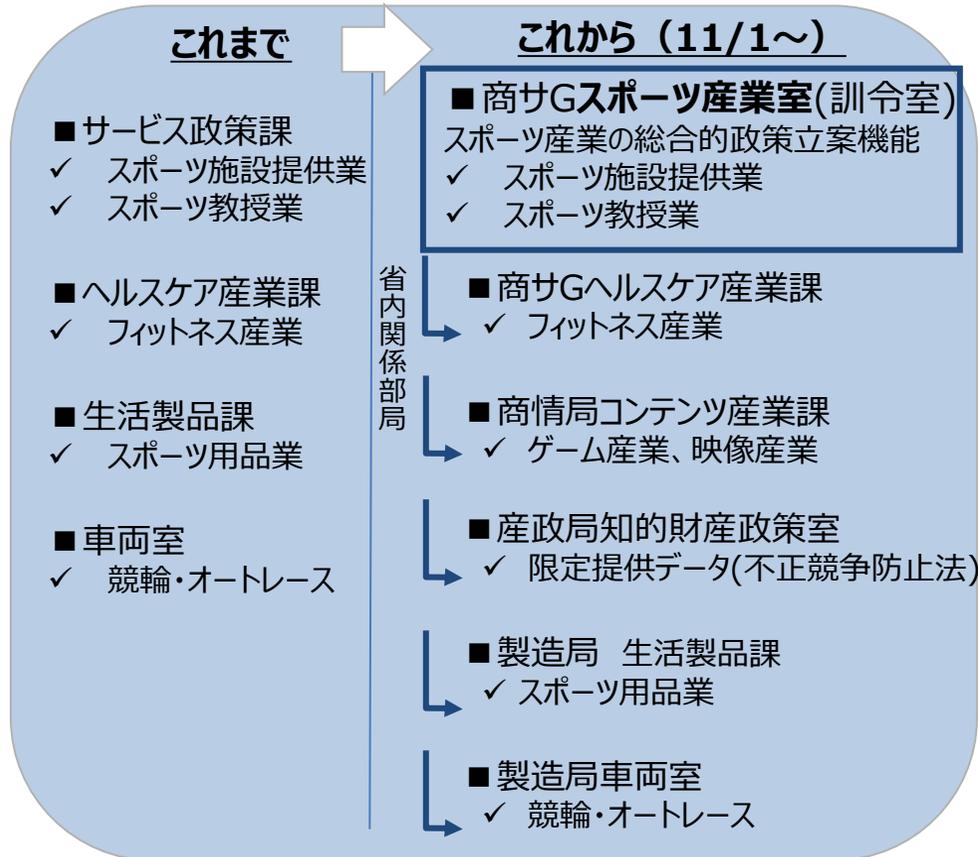
1. 第1次提言公表後の状況

2. 「未来のブカツ」フュージビリティスタディ事業の 進捗状況

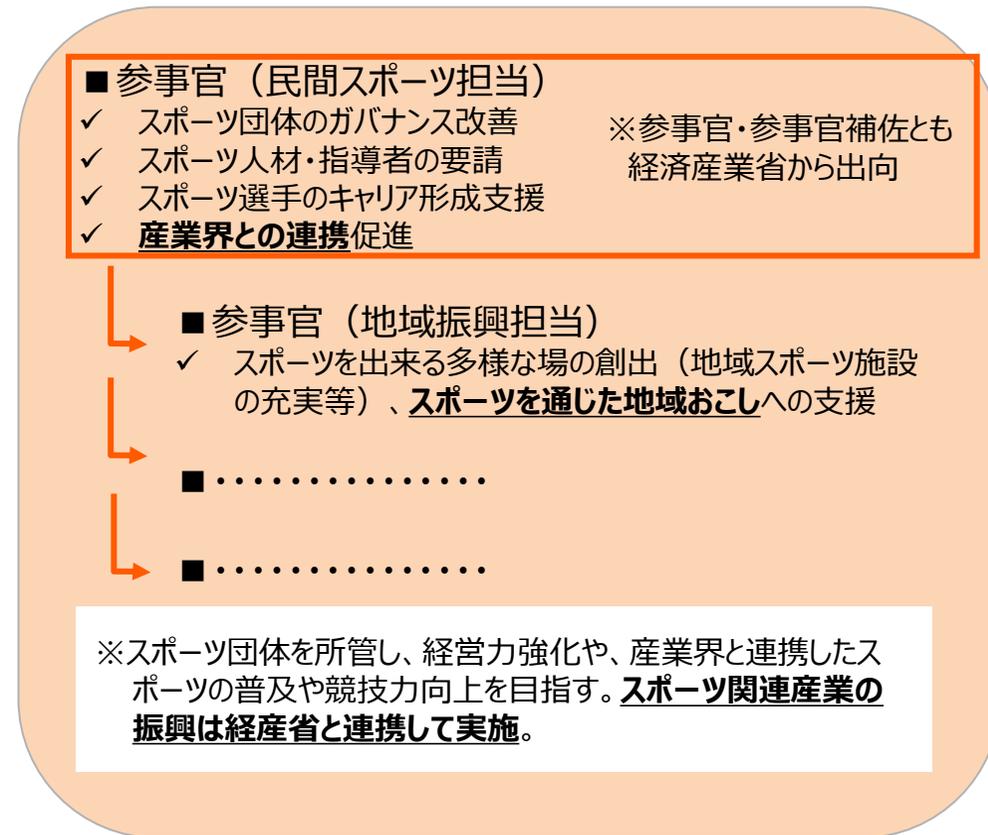
1. 第1提言公表後の状況①：経済産業省内におけるスポーツ産業振興に係る体制図

- ✓ 本年11月1日に商務サービスGサービス政策課内にスポーツ産業室を設置。
- ✓ スポーツ庁とも連携しつつ、DXを核にしたスポーツ産業の成長産業化に向けた施策を省内横断的に強力に展開。

経済産業省：スポーツ産業振興



スポーツ庁：スポーツ政策の総合的推進



スポーツの成長産業化 (15兆円市場に)

1. 第1次提言の公表後の状況②：第3期スポーツ基本計画

- ✓ 本年4月から開始された第3期スポーツ基本計画の策定に向けた議論には、本研究会委員も委員として参画。
- ✓ 12月13日に公表された中間素案には、提言の内容が多数盛り込まれている。

スポーツ審議会 委員名簿

◎ 早川 茂	トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長、トヨタアルパルク東京株式会社代表取締役会長、株式会社名古屋グランパスエイト取締役会長
○ 大日方 邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長
伊藤 雅俊	公益財団法人日本スポーツ協会会長、味の素株式会社取締役会長
河合 純一	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会委員長
久野 譜也	筑波大学体育系教授
斎木 尚子	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会理事
境田 正樹	東京大学理事、弁護士
鈴木 秀典	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長、日本医科大学大学院教授
鈴木 美江	埼玉県春日部市立川辺小学校校長
田中ウルヴェ京	メンタルトレーニング指導士、IOCマーケティング委員
友添 秀則	日本スポーツ教育学会会長
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会常任理事
藤本 索子	金沢学院大学スポーツ科学部助教
三屋 裕子	公益財団法人日本バスケットボール副会長
諸橋 寛子	一般財団法人ユナイテッド・スポーツ・ファウンデーション代表理事
山下 泰裕	公益財団法人日本オリンピック委員会会長、公益財団法人全日本柔道連盟会長
山田 啓二	京都産業大学法学部教授、前京都府知事
結城 和香子	読売新聞編集委員
渡邊 一利	公益財団法人笹川スポーツ財団理事長

スポーツ基本計画部会 委員名簿

◎ 大日方 邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長
○ 境田 正樹	TMI総合法律事務所弁護士
秋元 克広	札幌市長
池田 めぐみ	公益財団法人山形県スポーツ協会スポーツアドバイザー、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構理事、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構アスリート委員
石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社代表取締役社長
遠藤 恵美	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会書記
大石 悦子	セントラルスポーツ株式会社監査室室長
太田 雄貴	公益社団法人日本フェンシング協会会長、国際フェンシング連盟副会長
大塚 眞一郎	公益社団法人日本トライアスロン連合専務理事、ワールドトライアスロン副会長
尾縣 貢	公益財団法人日本オリンピック委員会常務理事／選手強化本部長、公益財団法人日本陸上競技連盟専務理事
菊 幸一	筑波大学体育系教授
國土 将平	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
高橋 秀文	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事、日本パラリンピック委員会副委員長
能瀬 さやか	東京大学医学部附属病院女性診療科・産科助教
藤田 紀昭	日本福祉大学スポーツ科学部長
益子 直美	元バレーボール日本代表、公益財団法人日本バレーボール協会体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策委員、一般社団法人監督が怒ってはいけない大会代表
森岡 裕策	公益財団法人日本スポーツ協会常務理事
諸橋 寛子	一般財団法人ユナイテッド・スポーツ・ファウンデーション代表理事
結城 和香子	読売新聞編集委員
渡邊 一利	公益財団法人笹川スポーツ財団理事長

(参考) 第3期スポーツ基本計画策定の審議スケジュール

参考1

第3期スポーツ基本計画策定の審議会スケジュール

	スポーツ審議会総会	スポーツ基本計画部会
令和3年	諮問	
4月21日	部会の設置	
4月26日		現行計画の進捗状況と課題
5月13日		関係団体からのヒアリング①
5月19日		関係団体からのヒアリング②
5月24日		関係団体からのヒアリング③
6月11日	次期計画策定に向けた課題、議論の方向性の整理	
6月24日	※スポーツ推進会議（関係省庁に協力依頼）	
9月28日		次期計画の基本的な考え方の方向性案 次期計画における主要課題①
10月7日		次期計画における主要課題②
10月14日		次期計画における主要課題③ 次期計画の構造案（たたき台）
11月1日	次期計画の構造案（たたき台）	
11月29日		中間報告素案
12月3日	※スポーツ推進会議（関係省庁に協議、意見交換）	
12月13日	中間報告案（審議・決定）	
	※中間報告のパブリックコメント（1ヶ月程度）	
令和4年	中間報告に対するパブコメの結果	
1月頃	答申案	
3月頃	答申案（審議・決定）	
3月頃	※スポーツ推進会議（計画案の協議）	
3月末	※計画の大臣決定。官報公示。	

① 「学校部活動の地域移行」について大方針の明確化

→カ 国は部活動の運営主体の学校から地域への移行の流れを踏まえ、**学習指導要領における位置づけなどについて見直し**を図る (P28)

② 全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別」の大会参加資格に転換

→オ 国は地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、**地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方を見直し**を図る (P28)

③ 「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立

→イ JSPOは、国の支援を受けつつ、NF等が主催する大会において、**監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付ける**など、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。(P59)

④ 学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供

→キ 国は基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提として施設整備 (**社会体育施設との複合化**、耐震化、バリアフリー化等)、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。(P28)

→ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表するとともに、「**スポーツ施設のストック適正化ガイドライン**」に基づく地方公共団体の取組状況を把握・公表し、公表データ等に基づく地方公共団体によるスポーツ施設全体に関する計画の更なる内容充実、計画に基づく**施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行を推進**する。(P54)

⑤ スポーツ機会保障を支える資金循環の創出

→ウ 国は、NFTやベッティングなど、デジタル技術の発展により新たに可能となったスポーツ関連ビジネスについて、海外の状況を調査するとともに必要に応じて我が国での事業化に際しての検討を行う。(P34)

1. 第1次提言公表後の状況③：運動部活動の地域移行に関する検討会議

✓ 10月7日にスポーツ庁に検討会が設置され、石塚委員及び当省も参加し議論が進んでいるところ。

■ 運動部活動の地域移行に関する検討会議 出席者一覧

◎ 友添 秀則	公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
○ 内田 匡輔	東海大学体育学部体育学科 教授
秋山 克巳	茨城県教育庁学校教育部保健体育課 課長
池田 敦司	一般社団法人大学スポーツ協会 専務理事
石井 朗生	公益社団法人日本陸上競技連盟 経営企画部兼管理部 部長
石川 智雄	長岡市教育委員会学校教育課企画支援課係 統括主査
<u>石塚 大輔</u>	<u>スポーツデータバンク株式会社 代表取締役</u>
市川 嘉裕	公益財団法人日本中学校体育連盟 副会長
遠藤 啓一	日本スポーツ少年団 副本部長
大川 敦	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長
影山 雅永	公益財団法人サッカー協会 技術委員会委員、技術委員会育成部会長、ユース育成ダイレクター
金沢 敬	公益財団法人日本スポーツ協会 事務局次長
齋藤 正富	全日本中学校校長会給与対策部会 部長
佐藤 博之	公益財団法人日本PTA全国協議会 副課長
未富 芳	日本大学文理学部教育学科 教授
西 政仁	生駒市生涯学習部スポーツ振興課 課長
松村 剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会 事務局長
山本 明	公益財団法人日本バスケットボール協会基盤強化グループ 育成普及担当シニアマネージャー
吉田 智彦	公益財団法人笹川スポーツ財団 研究調査グループ調
渡邊 優子	総合型地域スポーツクラブ全国協議会 副幹事長
<u>浅野 大介</u>	<u>経済産業省商務・サービスグループ スポーツ産業室長</u>

■ 検討スケジュール

資料3

運動部活動の地域移行に関する検討会議 検討スケジュール（案）

第1回 10月7日（木）【本日】

座長の選任、検討事項・スケジュール、運動部活動改革の目的・目標 等

以降、1、2か月に1回のペースで会議を開催し、資料3に掲げる検討項目について、順次検討を進める。

令和4年7月目途

提言の提出

※これまでに議論が終了しない場合は、「第1次提言」として取りまとめ。

その後、検討会議を開催し残りの検討項目について検討し、令和4年度中に最終提言を提出。

(参考) スポーツ庁

運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第1回) 配付資料 (抜粋)

運動部活動の地域移行に関する検討会議における検討事項(案) (資料2)

5. 指導者

○指導者資格や審判資格を有するなど専門的な知識や経験があり指導を希望する現職の教師が兼職兼業の許可を得て円滑に地域でスポーツ活動を指導できるようにするためにどうすべきか。また、その際に所属校での教師としての本来業務へ影響が生じないようにし、また心身に過重な負担とならないようにするため、どのようなことに留意すべきか。

6. 施設

○運動部活動の地域移行を進めるとともに、地域のスポーツ環境を改善するため、**学校体育施設の有効活用の在り方**として、どのようなことが考えられるか。

8. 会費

- 適正な額の会費を保障するため、どのような方策が考えられるか。
- 経済的に困窮する家庭の生徒への支援**として、どのような方策が考えられるか。

10. 関連諸制度等の見直し

○運動部活動の地域移行に向けて、**学習指導要領における部活動に係る規定**や入学試験、教員採用における位置づけ等について、どのように見直すべきか。

(参考) スポーツ庁

運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第2回) 配付資料 (抜粋)

地域における新たなスポーツ環境の構築 (資料4)

3. 地域における新たなスポーツ環境の在り方

(5) 活動場所

- 地域のスポーツ団体の施設や公共の運動施設だけでなく、(2)に記載する多様な実施主体が中学校等の体育施設を積極的に活用することも考えられるのではないか。

※ (2) 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学

- 地域の小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった学校の体育施設などの活用も考えられるのではないか。

4. 地域における新たなスポーツ環境の構築スケジュール

- 令和4年度中には、各市町村において、地域でのスポーツ指導を望む教員が兼業兼職の許可を得て指導に携われるよう規定の整備等を進め、**令和5年度からは教員の希望に応じて地域で指導する機会が確保されるようにすべきではないか。**
- 現在、生徒が参加する大会としては、日本中学校体育連盟や各競技団体、スポーツ協会が主催する大会などがある。令和5年度以降、地域におけるスポーツ活動に参加する生徒は増えていくが、それらの生徒が引き続き練習の成果を発揮できる場を確保するため、**国から主催者である日本中学校体育連盟や各競技団体、スポーツ協会等に対して、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や参加資格、引率規定の見直し等の検討を要請し、各団体において令和4年度中に結論を出し、令和5年度からの大会に反映させるべきではないか。**

1. 第1次提言公表後の状況④：「未来のブカツ」イベントの反響

9/24 (金) 実施 「未来のブカツ」を考える

- ✓ リアルタイムでは**延べ3,144人**を集客
- ✓ アーカイブの視聴者数は**1.8万回**を超える
- ✓ 当研究会の中からは、間野座長、池田委員、石塚委員、伊藤委員、桂田委員、清宮委員、榊原委員、立石委員、諸橋委員がご登壇

再生回数	最大同時接続数	合計総再生時間
3144	486	920:46:55

12/14 (火) 実施 もっと「未来のブカツ」を考える

- ✓ リアルタイムでは**延べ2,433人**を集客
- ✓ チャット欄が大盛り上がりし、チャット率が**一時18%**に
- ✓ 当研究会の中からは、間野座長、池田委員、為末委員がご登壇

再生回数	最大同時接続数	合計総再生時間
2433	438	825:07:15

1. 第1次提言公表後の状況

2. 「未来のブカツ」フィージビリティスタディ事業の
進捗状況

「未来のブカツ」フィージビリティスタディ事業



- ✓ 6/30～7/14で、提言で掲げた目指す姿実現に向けたフィージビリティスタディ（F/S）を実施してくれる事業者を公募。
- ✓ 審査を経て、9事業者を選定し公表

目的

スポーツを軸にした「新しい社会システム」の実現に向け、**部活動の地域移行の受け皿となり得るサービス業としての「地域スポーツクラブ」の創出の実現可能性を検証**する。

主な検証事項

- 1 地域スポーツクラブが部活動の地域移行の受け皿となるにあたり、**どのように関係者間で合意形成するか？**
- 2 指導者の質・量の担保、場所の確保など、**効果的・効率的な運営方法**は？
- 3 **1**で合意形成できる**受益者負担の程度**や、**その他の収益事業の展開可能性**を踏まえ、**どう収益を確保するか？**

上記検証から、課題や示唆を抽出し、目指す姿の実現に繋げる

期待成果物

- A) F/S を経てブラッシュアップされた**「地域スポーツクラブ」の事業計画**
- B) 当該 F/S の記録を記した**メイキングストーリー**
 - F/S を進める中で**関係者との調整を通じて生じた課題やその乗り越え方、子どもたちや保護者、教員の変化等**の詳細な記録

採択事業者



事業者	場所 (人口)	他連携先	概要
1 株式会社システムソフト	福岡市 (1,620,758)	APAMAN、アビスパ福岡、DMM、英進館、福岡地域戦略推進協議会、シント＝トロイデンVV 等	プロスポーツクラブや民間企業など様々な主体が協力し、“学校施設”や“外部施設”を使って、 スポーツクラブ＝総合型放課後サービス業 の設立を検討
2 スポーツデータバンク沖縄株式会社	うるま市 (125,608)	ゼビオグループ、プラスクラス・スポーツ・インキュベーション、アスリート工房 等	自治体×SDBが中心となり、自治体主導のスポーツクラブ を発足。市全体の部活動の受け皿にするとともに、地域企業とも連携して、収益の多様化・確保を模索
3 一般社団法人ブラックキャップス	茅ヶ崎市 (243,412)	デポルターレ・テクノロジーズ、ハヤシ、デポルターレクラブ 等	パーソナルトレーニングジムのノウハウを活かしたスポーツクラブを発足、 ハイクオリティを信条としつつも茅ヶ崎市の部活移行需要を取り込む 。また、近隣の 文教大学の施設・学生を活用することも併せて検討
4 一般社団法人さいたまスポーツコミッション	さいたま市 (1,330,988)	レッズランド、United Sports Foundation 等	自治体を中心となり、 さいたま市独自のレイヤーモデル を検討 <ul style="list-style-type: none"> 子ども達のスポーツ環境を、そのニーズに合わせて3層に分ける 学校から切り離す2-3層を、地元プロスポーツクラブ等の外部連携で受入れ
5 城南進学研究社	川崎市 (1,541,874)	DeNA川崎ブレイブサンダース 北海道大学	地元プロスポーツクラブ・学習塾等と連携して、部活動の受け皿を設立 。それぞれの強みを生かし、総合放課後サービス業を創出する
6 JTB	二宮町 (27,521)	ラビッツクラブ	町内スポーツクラブを巻き込み町の部活動の受け皿としてのスポーツクラブを発足。町が抱える人口減少問題を解消するとともに、 地域活性の起爆剤 とすることを検討
7 コナミスポーツ株式会社	大阪府 (8,818,686) 東京都 (14,049,146)	First Penguins	コナミスポーツのクラブ運営・PPPのノウハウ・アセット(トレーニングマシン等)×BUKATOOLによる運営効率化 を活かし、学校施設を中心とした地域スポーツクラブの設立を、公立(大阪府)と私立(東京都)の2通りで検討
8 関西学院高等部・中学部	兵庫県 (5,441,276) (関西学院)	スポーツデータバンク	私立学校の新しい部活動 の形として、外部に何らかのプラットフォームを持ち(例:一般社団法人の設立)、そこへ部活動を移行していくことを検討。将来的には、地域に対して、オープンな場にするまで検討
9 大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所	高島市 (47,090) 大津市 (343,892)	びわこ成蹊スポーツ大学 びわこスポーツクラブ	びわこ成蹊スポーツ大学の施設・学生を活用し、近隣市町村の学校に通う生徒の部活動の受け皿となるスポーツクラブ を整備

2020年代を通じて、ブカツはこの4分類に変化するはず

引き続き学校が運営するブカツも存在し、民間クラブと「混在」。
 子どもの所属チームや運営主体は、「質が担保されれば、誰でも良い」はず。



	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<p>一般法人クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人(自治体に関与する場合も含む)等が運営 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室、フィットネスクラブ、プロスポーツチーム傘下のスクール、総合型地域スポーツクラブの発展形 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が部活動運営を外部委託する形態など
<p>学校関係法人クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人やそれが関与する法人が運営 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人や、それが関与する法人が、社会教育事業の主体として、「参加生徒の所属学校」を問わず運営 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人や、それが関与する法人が、社会教育事業の主体として、「自校生徒向け」に運営

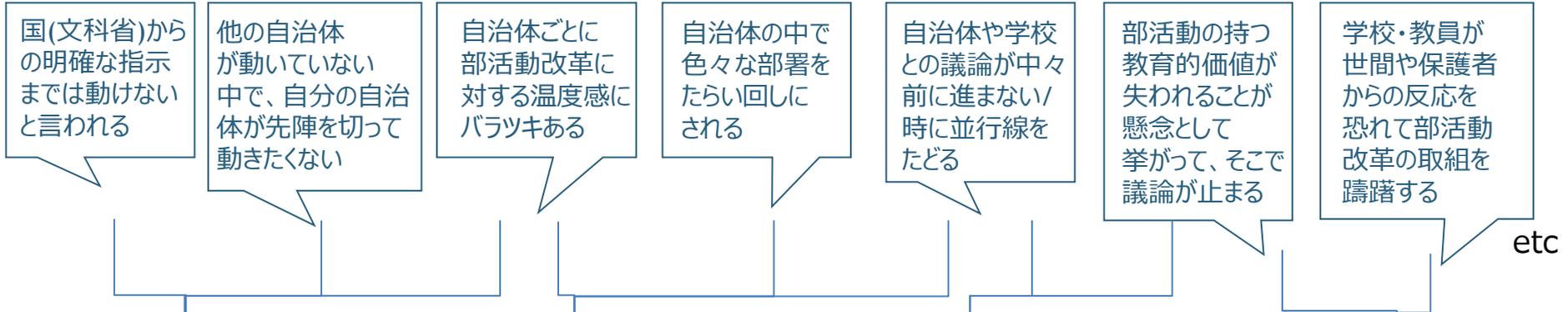
参考) 目指す姿の該当類型

	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<p>一般法人クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人(自治体が関与する場合も含む)等が運営 	<p>システムソフト</p> <p>スポーツデータバンク</p> <p>ブラックキャップス</p> <p>さいたまスポーツコミッション</p> <p>JTB</p>	<p>B</p>
<p>学校関係法人運営クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人やそれが関与する法人が運営 	<p>C</p> <p>大阪成蹊大学 スポーツイノベーション研究所</p>	<p>D</p> <p>城南進学研究社</p> <p>コナミスポーツ</p> <p>関西学院</p>

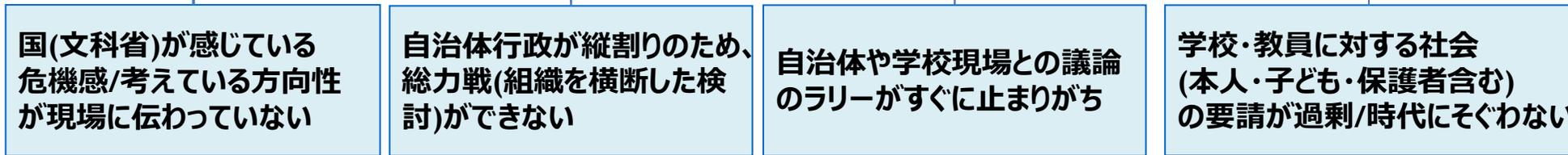
フュージビリティスタディ事業の中で起きていること（9月～12月）

- 約4ヶ月間、FSを進めて来た中で関係者と議論を進めること自体に様々な壁が出現。

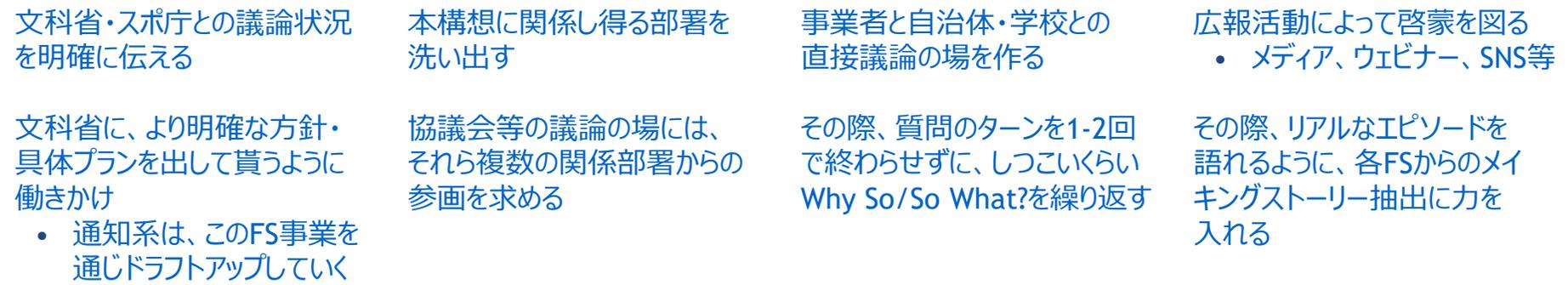
表層課題



真因



解決の方向性



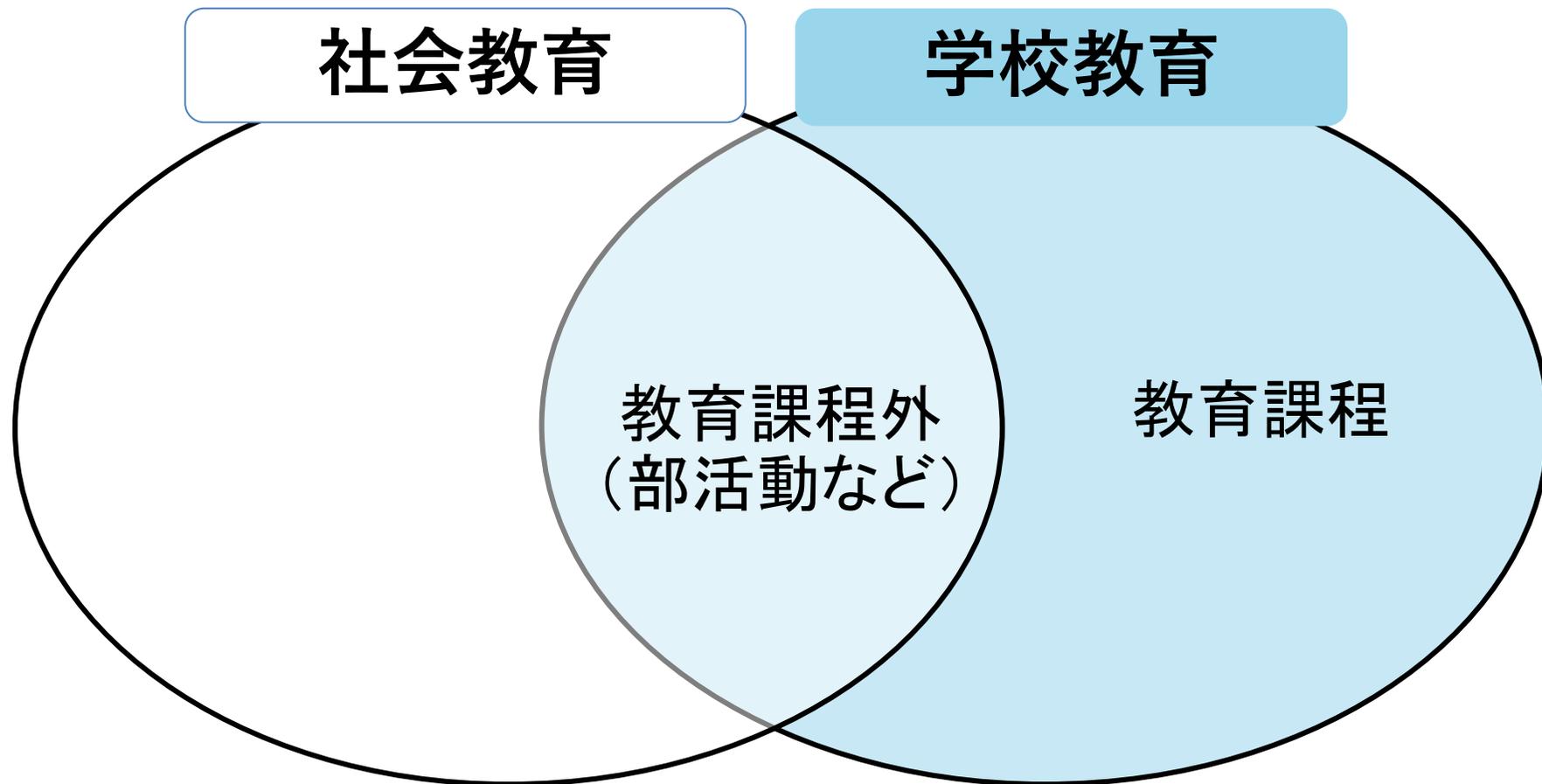
フュージビリティスタディ事業で検討を進めている主要論点

第1次提言より

- 1) 「学校教育としても担いうる社会教育活動」という整理
- 2) 大会の在り方問題の整理（参加資格・レギュレーション）
- 3) スポーツ企業による学校施設を用いた収益活動の解禁
- 4) 「実効性のある」教員の兼業・兼職環境の整備
- 5) 有償化した場合の「家計所得格差」対応

1) 「学校教育としても担いうる社会教育活動」という整理

部活動の機能 = 「学校も担いうる、社会教育活動」と考えてはどうか



(参考) 社会教育法の定義、学習指導要領における部活動の記載

■『社会教育』の定義

社会教育法
(社会教育の定義)

第二条 この法律において「**社会教育**」とは、**学校教育法**（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）**に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。**

■学習指導要領上の位置づけ

中学校学習指導要領（平成29年3月）
総則 第1章第5の1のウ

ウ **教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、**

- ・ **スポーツや文化、科学等に親しませ、**
- ・ **学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの**

であり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、**持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。**

“学校部活動の地域移行を本当に進めるのであれば、学校部活動は「必ずしも学校が提供する必要はない、企業やNPO等でも学校でも担いうる社会教育活動である」旨を明確にし、少なくとも学校の教育課程を定める文書である学習指導要領の中での位置付けを外すなど、文部科学省による明快な整理が必要ではないだろうか。”

(第1次提言P.25抜粋)

2) 大会参加資格問題の整理

背景と論点

部活動の地域移行の検討にあたってネックになる課題の1つが大会出場要件

現在、地域スポーツクラブなど、学校に属さないクラブは一部の大会を除いて出場することができていない状況

- サッカーのように、学校部活動、町クラブ、Jユースのチームが参加できる競技も存在
- 複数学校による「合同チーム」の参加を可能にする競技も増えてきたが、あくまで学校単位で合同になっているだけであり、学校という枠は外れていない

よって、地域移行後も活動の目標となる大会を維持できるよう、大会参加要件の見直しが必要

- スポーツ庁は、中体連や競技団体に対し、参加資格等の見直しを要請する方針を示しており、22年度中に結論の提示、23年度の大会より反映させる予定

【現状出てきている論点】

- 大会の意義
- 参加単位
- 運営体制 (現状は教員の無償ボランティア頼り)
- 評価問題 (大会の内申点やスポーツ推薦への使用)

解決の方向性

- 中体連・高体連、そして全てのNF代表者が1枚の「憲章」にサインしては？
「私達は、企業・NPOなど運営主体を問わず、民間スポーツクラブの大会参加を広く歓迎する」
(指導資格、登録・認証制度などの条件を課し、学校部活動の改善も同時に図るのはいかがでしょうか)

大会参加要件の拡大、どういった大会の在り方が望ましいのか？

改めて大会の意義・要件を見直し、誰もが参加できるより良い競技環境づくりにつなげる 事業での議論内容

	論点	議論
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">大会の 意義</div>	<ul style="list-style-type: none"> 勝利や上達をどこまで追うのか？ 試合機会をどう確保するのか？ "学校を背負う"ということの価値をどう維持するのか？ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業協議会 “ 補欠の人や、大会に出れたとしてもトーナメント制で1回戦敗退など、大会経験を積めないこともある </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業者 ヒアリング “ 学校単位で応援されることにより、最後に泥臭くゴールを決めるなどという経験がなくなるのではないかと？ </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">参加単位</div>	<ul style="list-style-type: none"> クラブ単位での参加を許可できないか？ (引率者の教員要件撤廃も含む) クラブにはどんな要件を求めるか？ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業校校長 “ 団体競技の競技人口が減っている。クラブだと大会参加ができないなどの変な縛りをなくしてほしい </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業者 “ 現状、引率顧問が必要であり外部指導員は容易に引率できない </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">運営体制</div>	<ul style="list-style-type: none"> 誰が運営するのか？ 運営資金はどう賄うのか？ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業実施教育委員会 “ 仮に地域移行した場合、誰が大会を運営するのか？現状は教員の無償ボランティアによって支えられている </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業協議会 “ 部活動は全員所属ではないにも関わらず、学校から上納金を中体連、高体連に払っている </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">評価問題</div>	<ul style="list-style-type: none"> 内申点はどのようになるのか？ スポーツ推薦の際には何が反映されることになるのか？ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業実施教育委員会 “ 部活動全員加入の学校で、学校外クラブの活動を部活動として認定した生徒がいたが調査票には書けなかった </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> FS事業校校長 “ 部活動は横比較ができず公平な評価が難しいため内申点の影響はないものの、塾や保護者へ理解されていない </div>

3) スポーツ企業による学校施設を用いた収益活動の解禁

背景と論点

地域スポーツクラブを効率よく運営していくためには、安価で利用できる「場所」の存在が重要

現状、殆どの地域スポーツクラブでは、学校施設を利用できていない状況だが、部活動の地域移行をスムーズに実現するためにも、学校施設の利用を推進することは必要不可欠

- 部活動の受け皿としては、可能な限り会費を押さえなければならず、効率良い運営は必須
- 少なくとも、学校として部活をやっていた時間については、新たに空きが出るはずで、そこを利用することは可能なはず

尚、部活動受け皿事業の採算を確保し、更に地域コミュニティの核となる新たな地域密着サービス事業へと発展させていくためには、教室等も含めた広い意味での学校施設の有効活用の可能性まで模索したい

解決の方向性

- 「営利」「収益事業」という“言葉の呪縛”からの解放
スポーツ基本法の趣旨に反する自治体条例の見直し

A. 学校施設を利用するにあたっての制度上のハードルは何か？

【現状出てきている論点】

- 営利目的の是非
- 利用できる施設の範囲
- 他活動との優先順位

B. 利用が許可された際に、残る課題は何か？ それはどのように解決するのか？

【現状出てきている論点】

- プライバシー・セキュリティ問題
- 移動手段
- 事業アイデアとその事業性

学校施設の利用 A.学校施設を利用するにあたっての制度上のハードルは何か？

現在の条例・規則等では、誰が、どこを、どの順番で使えるかが不明瞭
各自治体での見直しを促す必要がある
各事業での議論内容

論点	議論
<p>営利目的の是非</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも営利目的の定義は何か？ それはどこで規定されているのか？ 	<p>FS事業実施自治体 “月謝の多寡にかかわらず月謝が団体の活動に必要な経費相当額であれば営利とはみなさない</p> <p>FS事業実施教育委員会 “学校部活動の受け皿であれば、生涯学習に該当するので営利目的には該当しないのではないかと</p>
<p>利用できる施設の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> どの学校施設を利用可能か？ その理由は何か？ 	<p>FS事業実施自治体 “運営主体が民間企業であってもスポーツ活動であれば指導料を徴収して活動ができる(営利活動とみなさない)</p> <p>FS事業実施自治体 “開放しているのは校庭、体育館、武道場のみ。教室は個人情報の問題や現状空きがないため原則不可</p>
<p>他活動との優先順位</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に、部活動の地域移行を担った場合、優先順位はどうか？ 	<p>FS事業者 “現在は学校行事(部活動含む)が最優先。仮に部活の受け皿を担う場合も最優先とされるのか？</p> <p>FS事業者 “学校施設を活用しようとしても、既存の利用者が優先。ずっと使っていた教室がなくなったためやっと入りこめた</p>

Source: 各事業での議論

学校施設の利用 B.利用が許可された際に、残る課題は何か？それはどのように解決しうるのか？

仮に学校施設を用いた収益活動が解禁されても運営・事業展開へはハードルがある
各事業での議論内容

論点	議論
<p>プライバシー・セキュリティ問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校に多く存在する個人情報はどう管理するのか？ 学校関係者以外が入る中でセキュリティをどう担保するのか？ 上記を解決するためには？ 	<p>FS事業協議会 “ 学校施設には個人情報があふれている。簡単に開放することは難しいのでは？</p> <p>FS事業実施学校関係者 “ 仮に教室等を開放する際には鍵の取り扱いが問題に学校関係者が待機しておく必要が生じるのでは？</p>
<p>移動手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 自校以外の距離が離れた学校へどのように移動するのか？ 	<p>FS例事業実施教育委員会 “ 広大な面積の中に生徒が分散しており、集まるということが難しい。集まるための手段を構築しなければならない</p> <p>FS事業校校長 “ 団体競技をするには町外とクラブを組む必要がある。町外への移動には保護者の送り迎え以外の手段がない</p>
<p>事業アイデアとその事業性</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用できるとなった場合に何をするのか？ その事業性はどの程度なのか？ 事業性を確保するためには、何がキーとなりそうか？ 	<p>FS事業協議会 “ 中学生は部活終了後の遅い時間に通塾しているため学校教室を塾の指導に使えると非常に効率的。</p> <p>FS事業者 “ (学校でのフィットネスジムを) 有償化できると場所代が低いためビジネスとして成り立つ。そのためには府の合意が課題</p>

Source: 各事業での議論

4) 「実効性のある」教員の兼業・兼職環境の整備

背景と論点

部活動の地域移行を議論する際に、論点となることの1つが、引き続き部活指導を“続けたい教員”の存在

また、短期的には、一部教員には引き続き部活動(移行後)に関与して貰うことが必須(※)

- 学校外指導者だけでは、質・量に限界がある

従い、“続けたい教員”が、部活動指導を続けられるような兼職・兼業の仕組みを用意する必要がある

- 労務管理上、教員ステータスのまま、継続することは困難
- 『公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について』という通知を出す等、文科省・スポ庁でも課題として認識

尚、上述の文科省通知に対しては、現場から「実質的に兼職・兼業ができないままである」という指摘の声が多く、改善が急務

(※)本当は“続けたくない教員”を、忖度で続けさせることがないように要配慮

解決の方向性

- 文部科学省のガイドラインに追記する工夫は要らないか？
- 労基法上の「雇用契約」ではなく民法上の「業務委託契約」でなければ非現実的ではないか

A. 文科省通知のどこをどのように修正すれば機能するのか？

【現状出てきている論点】

- 総労働時間管理
- 契約形態(雇用or業務委託)
- 兼職・兼業先の要件(営利企業での兼職・兼業の可否)
- 私学の取り扱い(一般企業と同じという解釈でよい?)

B. 通知が修正された場合に、残る課題は何か？ それはどのように解決し得るのか？

【現状出てきている論点】

- 本業での働き方改革
 - 教員の働き方が改善されないまま(例:勤務時間外でも先生のところに電話)だと、兼職・兼業が成り立たない
- 本業(学校)と兼職・兼業先(部活)の不一致
 - 一体指導を“続けたい”理由に挙げる教員も多いが、兼職・兼業では、それを常に叶えられるわけではない

教員の兼職・兼業 A. 文科省通知のどこをどのように修正すれば機能するのか？

文科省通知に基づいた場合の兼職・兼業は実質的に困難

各事業での議論内容

	論点	議論
総労働時間管理	<ul style="list-style-type: none">兼職・兼業分の労働時間は既存労働時間へ加算するのか？	FS事業実施地域SC “地域スポーツクラブでの指導時間を総労働時間を含めるかは関係者により解釈が割れている。仮に、総労働時間を含める場合には兼職・兼業は不可能
契約形態	<ul style="list-style-type: none">業務委託等の他の契約形態ではどのように取り扱えばいいか？	FS事業協議会 “通知は雇用契約を前提に置いており、業務委託の場合が考えられていない。
兼職・兼業先の要件	<ul style="list-style-type: none">兼職・兼業先に要件はあるか？	FS事業実施教育委員会 “Bリーグの審判を申請したところ、Bリーグが営利企業であるため却下となったことがある。仮に地域移行の受け皿を株式会社が担った場合同様の理由で申請が却下されないか。
私学の取扱い	<ul style="list-style-type: none">私学はどのガイドライン等に従うべきか？	FS事業者 “通知は私学が想定されていない。また、私学では学校主体の外部団体を作っても雇用主が同一とみなされる懸念があり。取り扱いを示してほしい

Source: 各事業での議論

教員の兼職・兼業 B. 通知が修正された場合に、残る課題は何か？それはどのように解決し得るのか

仮に制度が整っても、働き方改革の問題、部活動指導への想いに根付いた課題は残る 各事業での議論内容

論点	議論	
本業での働き方改革	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="331 521 797 721">● 教員の働き方が改善されないままだと、兼職・兼業が成り立たないのではないか？<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="383 642 797 721">- 例:勤務時間外でも先生のところに電話が来る 等	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="880 506 1958 649">FS事業実施教育委員会 “ 放課後であっても、生徒が補導されたら教員が駆けつけている。さいたま市は留守番電話が導入されて楽になったものの、それまでは電話対応にも追われていた<li data-bbox="880 678 1958 821">FS事業実施教員 “ 普段の生活指導の延長線上に部活動があるとは思っていない。24時間先生でいたいと考えている
本業と兼職・兼業先の不一致	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="331 871 766 1071">● 一体指導を“続けたい”理由に挙げる教員も多いが、兼職・兼業では、希望を常に叶えることが難しいのではないか？	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="880 856 1958 999">FS事業実施地域SC “ ほとんどの教員が、自分が教えている兼職・兼業をやりたいというものの、地域で教えたほうがいいのかという話も出る。異動の話も考えると、地域で統一したほうが良い<li data-bbox="880 1028 1958 1170">FS事業実施校長 “ 教員の立場からすると、普段自分たちが教えている生徒たちを見たい。ただ単に、自分の地域の学区で教える以上のものを部活動に求めている

Source: 各事業での議論

教員の兼職・兼業

部活動を地域移行した場合、指導を希望する教員の協力が不可欠

各事業での検討内容

プロスポーツクラブのみでは提供できる指導者に限界

FS事業協議会

“現状の人員からは受け皿となる余力がない。クラブチームの指導もスポット講師へ依頼している状況

FS事業協議会

“派遣できる指導者の人数には限りがある

FS事業者

“教育委員会の試算によると、666人の指導者が必要。プロスポーツクラブでは賄えない

指導者候補として、指導を希望する教員が挙げられる

FS事業協議会

“平日の15時以降、一般的な会社員が仕事の合間に指導を行うことは難しく、教員の副業をしなければ無理ではないか？

FS事業実施
校長

“一定部活動がやりたくて先生になる人がいる。部活動の指導ができないとなると優秀な教員を失うことにもつながるのでは？

FS事業実施
校長

“部活動指導が中学校教員になる理由としても大きい。どうにかして残す方法で考え、残したい

Source: 各事業での議論

大会問題に対するスタンスの確認

①

大会出場を学校単位に限定する必要があるか、民間クラブを歓迎することに問題があるのか

②

練習にレギュレーション（練習日数・時間・内容）は必要か、そもそもレギュレーションは可能か、他国の事例はあるか

③

中高の「全国大会」の存在のプラスとマイナス

本日プレゼンいただく内容

第1次提言より

- 1) 「学校教育としても担いうる社会教育活動」という整理
- 2) 大会の在り方問題の整理（参加資格・レギュレーション）
- 3) スポーツ企業による学校施設を用いた収益活動の解禁
- 4) 「実効性のある」教員の兼業・兼職環境の整備
- 5) 有償化した場合の「家計所得格差」対応

本日、東洋大学谷塚先生にこの論点について、プレゼンいただきます。

- ・兼職・兼業の1つの解としての業務委託契約を結ぶ場合の留意点は
- ・労働基準法との整合性は